

平成 29 年 4 月 25 日

各 位

不動産投資信託証券発行者  
ケネディクス商業リート投資法人  
代表者名 執行役員 浅野 晃弘  
(コード番号:3453)

資産運用会社  
ケネディクス不動産投資顧問株式会社  
代表者名 代表取締役社長 田島 正彦  
問合せ先  
商業リート本部 企画部長 野畑 光一郎  
TEL: 03-5623-3868

資金の借入（金利決定）及び金利スワップ契約締結に関するお知らせ

ケネディクス商業リート投資法人（以下、「本投資法人」といいます。）の下記の借入金につきまして、金利適用期間における利率が決定しましたのでお知らせいたします。また、下記の通り、金利スワップ契約の条件が決定し、金利スワップ契約の締結をいたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 借入金

シリーズ	借入先	借入金額 (百万円)	利率	借入実行 予定日	元本返済 期日
13-B①	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行	600	0.40000% <sup>(注1)</sup> (固定金利)	平成 29 年 4 月 27 日	平成 33 年 4 月 27 日
13-B②	株式会社 日本政策投資銀行	500	0.55250% <sup>(注1)</sup> (固定金利)		
13-B③	株式会社 みずほ銀行	400	0.55250% <sup>(注1)</sup> (固定金利)		
13-B④	みずほ信託銀行 株式会社	200	0.55250% <sup>(注1)</sup> (固定金利)		
13-D①	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行	600	0.69600% <sup>(注2)</sup> (固定金利)		平成 36 年 10 月 31 日
13-D②	株式会社 みずほ銀行	600	0.81478% <sup>(注2)</sup> (固定金利)		
13-D③	株式会社 日本政策投資銀行	500	0.81437% <sup>(注2)</sup> (固定金利)		
13-D④	みずほ信託銀行 株式会社	200	0.81437% <sup>(注2)</sup> (固定金利)		

(注1) 金利適用期間は、平成 29 年 4 月 27 日から平成 33 年 4 月 27 日までとなります。

(注2) 金利適用期間は、平成 29 年 4 月 27 日から平成 36 年 10 月 31 日までとなります。

(注3) 上記借入れは、無担保・無保証での借入れです。

なお、上記借入金の概要については、平成 29 年 4 月 14 日付「資金の借入れ（シリーズ 11・シリーズ 12・シリーズ 13・シリーズ 14）及び金利スワップ取引に関するお知らせ」をご参照ください。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資金の借入（金利決定）及び金利スワップ契約締結に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 金利スワップ契約の内容

シリーズ	13-A①	13-A②	13-A③	13-A④	13-A⑤
相手先	大和証券株式会社				
想定元本（百万円）	2,600	500	400	300	300
金利	固定支払金利	0.03450%			
	変動受取金利	基準金利（全銀協1ヶ月日本円TIBOR） <sup>（注1）</sup>			
開始日	平成29年4月27日				
終了日	平成33年4月27日				
支払日	平成29年5月末日を初回として、以後1ヶ月毎の末日及び終了日（当該日が営業日以外の日には該当する場合には翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合には前営業日とします。）				

（注1）シリーズ13-A④、13-A⑤の初回変動受取金利については、全銀協日本円TIBORのうち1ヶ月及び2ヶ月のレートを期間に応じて線形按分して算出される利率となります。

（注2）本金利スワップ契約締結により、シリーズ13-Aに係る金利は0.48450%で実質的に固定化されます。

シリーズ	13-C①	13-C②	13-C③	13-C④
相手先	大和証券株式会社			
想定元本（百万円）	1,500	400	400	300
金利	固定支払金利	0.14600%		
	変動受取金利	基準金利（全銀協1ヶ月日本円TIBOR） <sup>（注1）</sup>		
開始日	平成29年4月27日			
終了日	平成36年10月31日			
支払日	平成29年5月末日を初回として、以後1ヶ月毎の末日及び終了日（当該日が営業日以外の日には該当する場合には翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合には前営業日とします。）			

（注1）シリーズ13-C②、13-C④の初回変動受取金利については、全銀協日本円TIBORのうち1ヶ月及び2ヶ月のレートを期間に応じて線形按分して算出される利率となります。

（注2）本金利スワップ契約締結により、シリーズ13-Cに係る金利は0.77200%で実質的に固定化されます。

本金利スワップ契約の対象であるシリーズ13-A、13-Cの詳細及び金利スワップ取引を行う理由等につきましては、平成29年4月14日付「資金の借入れ（シリーズ11・シリーズ12・シリーズ13・シリーズ14）及び金利スワップ取引に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 今後の見通し

本件による業績への影響は軽微であり、平成29年9月期（平成29年4月1日～平成29年9月30日）及び平成30年3月期（平成29年10月1日～平成30年3月1日）における運用状況の予想に変更はありません。

以上

\*本投資法人のホームページアドレス：<http://www.krr-reit.com/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資金の借入（金利決定）及び金利スワップ契約締結に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。